平成２３年（フ）第１９号
兵庫県丹波市春日町黒井2273番地
債務者　足立　文博
1　決定年月日時　平成23年３月24日午後１時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成23年５月20日まで
神戸地方裁判所柏原支部破産係

平成２３年（フ）第１号
奈良県五條市田園２丁目３番地の11
債務者　森脇　耕造
1　決定年月日時　平成23年３月23日午前11時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成23年５月20日まで
奈良地方裁判所五條支部

平成２３年（フ）第３号
福島県二本松市油井字台57番地７
債務者　久納志保子（旧姓井上）
1　決定年月日時　平成23年３月24日午後１時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成23年５月23日まで
福島地方裁判所

平成２３年（フ）第２９号
福島県伊達市保原町字赤橋76番地５　Ｋハウス102号
債務者　伊深　清美
1　決定年月日時　平成23年３月24日午後１時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成23年５月23日まで
福島地方裁判所

平成２３年（フ）第５２号
茨城県かすみがうら市下稲吉1950番地31　南大塚マンション105
債務者　小倉加代子
1　決定年月日時　平成23年３月24日午後１時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成23年５月23日まで
水戸地方裁判所土浦支部破産再生係

平成２３年（フ）第６４号
茨城県土浦市立田町７番17号成島アパート２
債務者　中西冨士夫
1　決定年月日時　平成23年３月23日午後１時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成23年５月23日まで
水戸地方裁判所土浦支部破産再生係

平成２３年（フ）第３１号
群馬県桐生市新里町山上503番地２
債務者　清水　陽子
1　決定年月日時　平成23年３月24日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成23年５月23日まで
前橋地方裁判所桐生支部

平成２３年（フ）第３号
千葉県長生郡白子町五井1350番地12
債務者　薄葉　厚子
1　決定年月日時　平成23年３月23日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成23年５月23日まで
千葉地方裁判所一宮支部破産係

平成２３年（フ）第４号
千葉県茂原市清水2186番地４、住民票上の住所東京都練馬区高松１丁目38番24号　アムール301
債務者　宮澤　　剛
1　決定年月日時　平成23年３月23日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成23年５月23日まで
千葉地方裁判所一宮支部破産係

平成２３年（フ）第６号
千葉県茂原市茂原1072番地２
債務者　伊藤まゆ美（旧姓大澤）
1　決定年月日時　平成23年３月23日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成23年５月23日まで
千葉地方裁判所一宮支部破産係

平成２３年（フ）第７号
千葉県茂原市茂原1019番地
債務者　渡辺　　乾
1　決定年月日時　平成23年３月23日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成23年５月23日まで
千葉地方裁判所一宮支部破産係

平成２３年（フ）第８号
千葉県茂原市茂原1019番地
債務者　渡辺　和子
1　決定年月日時　平成23年３月23日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成23年５月23日まで
千葉地方裁判所一宮支部破産係

平成２３年（フ）第９号
千葉県茂原市法目1591番地13
債務者　富田　茂雄
1　決定年月日時　平成23年３月23日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成23年５月23日まで
千葉地方裁判所一宮支部破産係

平成２３年（フ）第１４号
千葉県勝浦市芳賀293番地７
債務者　星　　義嘉
1　決定年月日時　平成23年３月23日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成23年５月23日まで
千葉地方裁判所一宮支部破産係

平成２３年（フ）第３１号
石川県小松市安宅町ル１番地17、従前の住所石川県能美市浜町巳80番地３
債務者　大門　ツギ
1　決定年月日時　平成23年３月23日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成23年５月23日まで
金沢地方裁判所小松支部

平成２３年（フ）第５８号
山梨県甲府市住吉３丁目２番12号ガーデンハウスＢ202
債務者　秋山　安忠
1　決定年月日時　平成23年３月23日午後４時45分
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成23年５月23日まで
甲府地方裁判所民事部破産係

平成２３年（フ）第６６号
山梨県甲府市下鍛冶屋町934番地１
債務者　横山　敬次
1　決定年月日時　平成23年３月23日午後４時45分
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成23年５月23日まで
甲府地方裁判所民事部破産係

平成２３年（フ）第６７号
山梨県甲府市下鍛冶屋町934番地１
債務者　横山　　操
1　決定年月日時　平成23年３月23日午後４時45分
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成23年５月23日まで
甲府地方裁判所民事部破産係